

名張市地域公共交通計画案検討調査業務委託
特記仕様書

(番号)

令和3年度()第1号

(業務名)

名張市地域公共交通計画案検討調査業務委託

(履行期間)

契約締結の日から令和4年3月25日まで

(適用範囲)

本特記仕様書は、名張市地域公共交通会議（以下「発注者」という。）が実施する「名張市地域公共交通計画案検討業務」（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の目的)

近年、自家用自動車への依存の高まり、人口減少、高齢化の進展等の社会情勢の変化により公共交通を取り巻く環境は大きく変容しており、利用者の減少、高齢者の免許返納への対応等、様々な課題があるなか、名張市では、平成28年度に「名張市地域公共交通網形成計画」を策定し、人にやさしい公共交通環境を整備し、持続可能な公共交通サービスを確保・維持などの方針のもと、課題への対応のため諸事業を実施してきたところである。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市における地域公共交通においても、利用者数は大きく落ち込み、全国的に新規感染者の収まりがみられない現状において、先行きは不透明な状況にある。

そのため、本市の現状と地域公共交通の需要及び利用動向並びに市民の公共交通に対する意識を調査分析すること等により今後の課題を詳細に整理し、本市財政の健全性に配慮しつつ、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの実現及び地域の移動資源を総動員した移動利便性の確保を目指して、現計画に引き続く「名張市地域公共交通計画」を立案することを目的とする。

(業務の対象区域)

名張市全域

(準拠する法令等)

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準じ実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 同法施行令・施行規則・施行細則

- (3) 地方自治法
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (5) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律
- (6) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (7) 名張市個人情報保護条例
- (8) 名張市諸規則
- (9) その他関連法令

(業務内容)

本業務の内容は、次のとおりとする。

1. 名張市の地域特性及び公共交通の現状の把握

(1) 地域特性の把握

交通需要が発生及び集中する背景となる人口の分布や集積状況、公共施設、医療施設、商工業施設等の主要集客施設の立地状況について整理する。

(2) 公共交通及びその他の移動手手段の現状把握

名張市内を運行する鉄道、路線バス、市街地循環型コミュニティバス、地域コミュニティバス等の公共交通ネットワークの形成状況や運行本数等サービス状況及び利用者数、運行経費、運行効率等の推移や実態を整理する。

また、市内に存在する公共交通以外の移動手手段の実態を把握する。

(3) 上位計画・関連計画の整理

総合計画、都市マスタープラン、名張市総合都市交通マスタープラン等、また、策定に取り組む立地適正化計画との整合性を計りながら、公共交通が支えるべき名張市の将来都市像を整理する。

2. 地域公共交通の利用実態及びニーズの調査及び分析

(1) 市民アンケート

市民の日常の交通行動を把握するとともに、多様化するバス利用ニーズやバス利用促進に向けた利用可能条件等を把握するためのアンケート調査票の検討・提案及び調査結果の分析を行う。

なお、アンケートの配布、回収及び入力に関する作業は、名張市と市内教育機関との共同で実施し、調査結果入力データを提供するものとする。

(2) 乗降調査及び利用者アンケート

バス利用実態及びバス利用者のサービス水準に対する満足度や改善事項等を把握するためのアンケート等調査票の検討・提案及び調査結果の分析を行う。

なお、アンケートの配布、回収及び入力に関する作業は、名張市と市内教育機関との共同で実施し、調査結果入力データを提供するものとする。

3. 現計画の取組施策及び事業の評価

平成27年度策定の「名張市地域公共交通網形成計画」(以下「現計画」という。)において位置づけた目標を達成するために実施した施策及び事業の進捗状況を把握するとともに、計画目標の達成度を評価する。

4. 公共交通を取り巻く社会情勢の整理

現計画の策定以降、活性化再生法の一部改正等の国の法制度の変化や、近年進展する情報通信技術を活用した新たなモビリティサービス及び新型コロナウイルス感染症の広がりや感染防止対策が公共交通に与えた影響など、公共交通を取り巻く社会情勢の変化について整理する。

5. 名張市における地域公共交通の課題の整理及びあり方の検討

前項までの検討、評価及び社会情勢の変化等を踏まえ、名張市における地域公共交通の課題を整理する。

6. 地域公共交通計画案の検討及び取りまとめ

名張市における地域公共交通の課題、各種調査結果及び名張市地域公共交通会議における協議を踏まえ、名張市が目指すべき公共交通のあり方や公共交通以外の移動手段の活用を含めた生活交通の確保及び維持に関する基本的な考え方を「名張市地域公共交通計画案」として、法に規定する事項を含め、主に次の事項を検討し、取りまとめる。

- (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 地域公共交通計画の区域及び期間
- (3) 地域公共交通計画の目標
- (4) 目標の達成のために行う事業及びその実施主体に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

7. 地域公共交通会議の開催支援等

(1) 地域公共交通会議の開催支援

地域公共交通計画の策定に当たり、多様な関係者で構成する名張市地域公共交通会議を開催（委託後3回程度の開催を想定）するものとし、当該会議の開催に必要な資料の作成及び会議運営を支援する。

(2) 打合せ及び協議

本業務を進めるため、業務着手時、中間及び成果品納品時の3回程度の打合せを行うとともに、必要に応じ、適宜打合せを実施するものとする。

(成果品の提出)

本業務成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 名張市地域公共交通計画計画書案（本編） 2部
- (3) 名張市地域公共交通計画計画書案（概要版） 5部
- (4) その他発注者が必要と認めたもの 1式
- (5) 上記電子データ 1式

(成果品の帰属)

本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製又は他に公表、貸与してはならない。

(関連資料の貸与)

本業務を実施するにあたり、発注者は必要な資料を受託者へ貸与するものとする。

なお、受託者に貸与された資料については貸与資料リストにより管理すること。

また、保管するにあたり資料の損傷等に十分に注意し、本業務完了後直ちに返却するものとする。

(疑義)

受託者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議して定めるものとする。

(その他)

(1) 受託者は、業務実施にあたり管理技術者を選任すること

(2) 受託者は、業務上知り得た事項について第三者に遺漏してはならない。また、作業途中で作成した資料を発注者の許可なく本業務以外に使用すること禁ずるものとする。

(3) 受託者は新型コロナウイルス感染症対策に十分に配慮して業務を遂行すること。